

国立大学法人京都大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(平成16年達示第82号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則第38条に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 教職員が他の教職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動
- 二 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生等が修学上の不利益を受けること
- 三 監督者 教職員を監督する地位にある者

(大学の責務)

第3条 大学は、教職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 大学は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。)のため、教職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 大学は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 大学は、新たに教職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった教職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

5 大学は、セクシュアル・ハラスメントに関する防止対策等を検討し、及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、関係部局に対し解決のための適切な対応の助言等を行うため、「京都大学人権問題対策委員会」を設置するものとする。

(監督者の責務)

第4条 監督者は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

二 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること
(教職員の責務)

第5条 教職員は、この規程に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(苦情相談への対応)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、全学の相談窓口を京都大学カウンセリングセンターに、部局の相談窓口を各部局に設置するものとする。

2 各部局においては、相談員の氏名、苦情相談を受け付ける方法、全学と部局のいずれの相談窓口にも苦情相談の申出ができること等を周知するものとする。

(相談員等の責務)

第7条 相談員等は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題の解決に向けて適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 相談員等は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 総長、監督者その他の教職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした教職員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。